

技術資料等説明書

令和 7・8 年度 延岡管内災害等応急対策業務に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 7 年 1 月 2 3 日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 島川 浩一
宮崎県延岡市大貫町 1 丁目 2 8 8 9

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

令和 7・8 年度 延岡管内災害等応急対策業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、国土交通省延岡河川国道事務所（以下「当事務所」という。）が直轄管理を行う河川及び道路において、堤防決壊や道路の法面崩壊等の災害等が発生、若しくは発生が予測される場合に備え、あらかじめ実施業者を定め協定を締結することにより、災害等の応急対策工事等を迅速に実施するための体制を確立し、被害施設の早期発見、応急復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とするものである。

本協定で各業者と締結する区間は、3.（2）の基本協定区間と同一の範囲（表（1～10））とするが、九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により延岡河川国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において災害支援を行う場合がある。

※災害等とは、災害や交通事故等の通行に支障となる事象等をいい、緊急に対応する必要がある事象をいう。

(2) 基本協定区間及び協定対象業者数等

本協定の対象は、河川部門、道路部門、広域支援部門、災害対策車等機械運搬等部門、測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）、地質調査部門（地質調査・解析）、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門、光ファイバー等電気通信部門及び機械設備部門とし、内容は下記のとおりとする。

○河川部門・・・・・・・・・・五ヶ瀬川、大瀬川、北川、祝子川、友内川の災害時応急対策工事・洪水時巡視等

○道路部門・・・・・・・・・・一般国道 10 号（延岡河川国道事務所管内）、東九州道（佐伯 IC～延岡南 IC）及び九州中央道（蔵田交差点～延岡 JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）の災害等の応急対策工事・道路巡回（道路啓開調査含む）等

○広域支援部門・・・・・・・・河川部門、道路部門を補完し、特に大規模災害による広域な支援が必要とされる場合における災害時応急対策工事、巡回及び広域移動ルートの確保等

○災害対策車等機械運搬等部門
・・・・・・・・・・当事務所が保有する災害対策車及び資機材等の運搬、設置、運転、撤去等

○測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）
・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の点

検・調査・測量・設計・UAV撮影等

○地質調査部門（地質調査・解析）

・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の地質調査及び解析等

○流量検討・河道計画検討等部門

・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策に関し、流量検討・河道計画検討等河川計画に関する事項全般

○航空写真撮影部門・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策に関する航空写真撮影等

○光ファイバー等電気通信部門

・・・・・・・・・・当事務所管内の光ファイバー切断時等の応急復旧工事等

○機械設備部門・・・・・・・・・・当事務所が管理するポンプ設備や水門設備、トンネル、消火設備、トンネル換気（排煙）設備等の応急復旧工事等

公募する基本協定締結区間、対象施設及び協定締結業者数等は、下記の表（１～１０）のとおりとする。

なお、基本協定締結区間及び対象施設に変更が生じた場合は、当事務所と協定業者間で協議のうえ、決定する。

（表１）河川部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0／000～11／600 大瀬川 0／000～8／200 北川 0／000～3／750 祝子川 0／000～1／700 友内川	28.5	10社程度	

（表２）道路部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	63.9	15社程度	
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC～延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点～延岡JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）	66.4 18.2		

(表 3) 広域支援部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備 考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/0000～11/6000 大瀬川 0/0000～ 8/2000 北 川 0/0000～ 3/7500 祝子川 0/0000～ 1/7000 友内川	28.5	5社程度	
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC～延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点～延岡JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）	66.4 18.2		
広域移動ルート	高速道路（東九州道、九州中央道） 一般国道218号			

なお、広域移動ルートとは、「九州道路啓開計画（第2版）令和6年12月九州道路啓開等協議会」に位置付けられた路線のうち、管内を通過する路線を指す。

(表 4) 災害対策車等機械運搬等部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備 考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/0000～11/6000 大瀬川 0/0000～ 8/2000 北 川 0/0000～ 3/7500 祝子川 0/0000～ 1/7000 友内川	28.5	5社程度	排水ポンプ車（4台・30 m ³ /分） 照明車（2台）
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC～延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点～延岡JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）	66.4 18.2		

なお、災害対策車は、五ヶ瀬川天下地区河川防災ステーション（延岡市天下町）に配備している。

(表5) 測量・設計等部門 (点検・調査・測量・設計・UAV撮影)

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~8/200 北川 0/000~3/750 祝子川 0/000~1/700 友内川	28.5	10社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道(佐伯IC~延岡南IC) 九州中央道 (蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海橋交差点~平底交差点)	66.4 18.2		

(表6) 地質調査部門 (地質調査・解析)

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~8/200 北川 0/000~3/750 祝子川 0/000~1/700 友内川	28.5	5社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道(佐伯IC~延岡南IC) 九州中央道 (蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海橋交差点~平底交差点)	66.4 18.2		

(表7) 流量検討・河道計画検討等部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~8/200 北川 0/000~3/750 祝子川 0/000~1/700 友内川	28.5	3社程度	

(表 8) 航空写真撮影部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備 考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~8/200 北川 0/000~3/750 祝子川 0/000~1/700 友内川	28.5	3社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC~延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海橋交差点~平底交差点）	66.4 18.2		

(表 9) 光ファイバー等電気通信部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備 考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~8/200 北川 0/000~3/750 祝子川 0/000~1/700 友内川	28.5	3社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC~延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海橋交差点~平底交差点）	66.4 18.2		

(表 10) 機械設備部門

設備区分	基本協定締結対象施設	施設数等	業者数	備 考
水門設備	表10別表(1)	66施設	10社程度	
排水機場設備	表10別表(2)	6排水機場		
トンネル消火設備	表10別表(3)	9トンネル		
トンネル換気 (排煙)設備	表10別表(4)	8トンネル		

- (3) 協定締結期間 令和7年4月1日(予定) ～ 令和9年3月31日
ただし、令和7年12月28日までに協定を解除したい旨の申し出があった場合は、令和8年3月31日までとする。

(4) 本協定を締結する業者の選定

本協定の締結を希望する業者は技術資料を提出するものとし、提出された技術資料を基に評価を行い、協定締結業者を決定する。

提出は1部門のみとし、重複提出は認めない。ただし、下記の重複提出は可能とする。

- 「河川部門」と「広域支援部門」
- 「河川部門」と「災害対策車等機械運搬等部門」
- 「道路部門」と「広域支援部門」
- 「道路部門」と「災害対策車等機械運搬等部門」
- 「測量・設計等部門(点検・調査・測量・設計・UAV撮影)」と「地質調査部門(地質調査・解析)」

(5) 本協定締結後の業務の請負契約

本協定締結後に災害等が発生した場合で、当事務所が業務を実施する必要があると判断した場合は、本協定を締結した業者(以下「協定業者」という。)の中から業務を実施する協定業者を決定し、出勤の要請を行い、あわせて両者は業務の請負契約を速やかに締結するものとする。ただし、基本協定における業務の実施区間において、河川部門及び道路部門は震度5弱以上の地震が発生した場合、出勤できるよう体制を整えておくものとする。

業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。ただし、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から協定業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 競争参加資格の認定等(確認できる資料を提出すること。)

1) 河川部門、道路部門、広域支援部門

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度一般土木工事に係るB又はC又はD等級かつ維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請

を行っていること（経常建設共同企業体も同様とする）。なお、令和7年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

2) 災害対策車等機械運搬等部門

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るC又はD等級又は維持修繕工事又は機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること（経常建設共同企業体も同様とする）。なお、令和7年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

3) 測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務かつ測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、令和7年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

4) 地質調査部門（地質調査・解析）

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、令和7年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

5) 流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、令和7年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

6) 光ファイバー等電気通信部門

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること（経常建設共同企業体も同様とする）。なお、令和7年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

7) 機械設備部門

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の機械設備工事または暖冷房衛生設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。または令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のうち「建物管理等各種保守管理」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けている又は申請中であること。（経常建設共同企業体も同様とする）。なお、令和7年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。

○河川部門

宮崎県延岡市内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が存在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

○道路部門

- 1) 一般国道10号、東九州道（佐伯IC～延岡南IC）及び九州中央道（蔵田交差点～延岡JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）

宮崎県延岡市内、宮崎県東臼杵郡門川町内、宮崎県日向市内、宮崎県西臼杵郡高千穂町内又は宮崎県西臼杵郡日之影町内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

- 2) 東九州道（佐伯IC～北浦IC）

大分県佐伯市内（各ICへの所要時間が概ね1時間以内）に、建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

○広域支援部門

宮崎県延岡市内、宮崎県東臼杵郡門川町内、宮崎県日向市内、宮崎県東臼杵郡諸塚村内、宮崎県東臼杵郡椎葉村内、宮崎県東臼杵郡美郷町内、宮崎県西臼杵郡高千穂町内、宮崎県西臼杵郡日之影町内又は宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

○災害対策車等機械運搬等部門

宮崎県延岡市内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

○測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）

宮崎県内又は大分県佐伯市内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

○地質調査部門（地質調査・解析）

宮崎県内又は大分県佐伯市内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

○流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門

九州地方整備局管内の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

○光ファイバー等電気通信部門

宮崎県内又は大分県佐伯市内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

○機械設備部門

九州地方整備局管内の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が存在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に存在すること。

- (7) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時に加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (8) 災害対策車等機械運搬等部門においては、緊急業務に対応した体制の確保として、大型自動車の運転免許所有者が1名以上、玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者を1名以上、その他作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、大型自動車運転免許所有者と玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者は同一でかまわない。
- (9) 測量・設計等部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門においては、宮崎県内又は大分県佐伯市において、平成22年4月1日以降に国、県、市、公団が発注した道路又は河川に関する測量・設計業務、地質調査業務、流量検討・河道計画検討等業務又は航空写真撮影業務の実績があること。
- (10) 測量・設計等部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門においては、九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）が発注した道路、河川に関する測量・設計業務、地質調査業務、流量検討・河道計画検討等業務又は航空写真撮影業務のうち、平成22年4月1日以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。
- (11) 測量・設計等部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門においては、緊急業務に対応する体制として、下記の在勤者を早急に対応させることができること。
- 1) 測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）
 - 測量士1名以上、測量士補含め総計が5名以上。
 - 下記のいずれかの資格を有する者が1名以上
 - ・技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目）、建設部門〕
 - ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門）
 - ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
 - 2) 地質調査部門（地質調査・解析）
 - 下記のいずれかの資格を有する者が1名以上
 - ・技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目、応用理学―地質）、建設部門、応用理学部門（地質）〕
 - ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門）
 - ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
 - 3) 流量検討・河道計画検討等部門
 - 下記のいずれかの資格を有する者が1名以上
 - ・技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目）、建設部門〕
 - ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）
 - ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
 - 4) 航空写真撮影部門
 - 測量士1名以上

- (12) 光ファイバー等電気通信部門においては、平成22年度以降に、公共工事の元請又は一次下請けとして光ケーブル敷設又は光ケーブル移設の施工実績を有すること。なお、当該工事の実績がない場合、又は、直轄工事実績については直轄工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。
- (13) 光ファイバー等電気通信部門においては、技術士（電気電子部門）、技術士（総合技術監理部門・電気電子科目）、一級又は二級電気工事施工管理技士、一級又は二級電気通信工事施工管理技士、光ケーブルに関する技能資格のいずれかの資格を有する有資格者を申請された本店・支店等に2名以上有する社。
- (14) 機械設備部門においては、平成22年4月1日以降に元請けとして国、旧公団、県市町村または公益企業が発注した以下の工事等の施工実績を有すること。なお、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。また希望する対象設備が複数ある場合は対象設備毎に施工実績を有すること。
- 水門設備を希望する場合
水門機械設備（小形水門設備同等以上で電動開閉機あるいは油圧開閉機を備えるもの）の工事等（工事又は点検又は修繕）
 - 排水機場設備を希望する場合
排水機場機械設備（陸用ポンプ又は水中ポンプ）の工事等（工事又は点検又は修繕）
 - トンネル消火設備を希望する場合
排水機場機械設備（陸用ポンプ又は水中ポンプ）の工事等（工事又は点検又は修繕）、又はトンネル消火設備の工事等（工事又は点検又は修繕）
 - トンネル換気（排煙）設備を希望する場合
トンネル換気（排煙）設備（ジェットファン又はブースターファン）の工事等（工事又は点検又は修繕）
- (15) 機械設備部門においては、緊急業務に対応した体制の確保として、下記のとおり対象設備に関する資格又は、実務経験を有する技術者を1名以上配置できること。
- 水門設備
 - ① 1級又は2級土木施工管理技士
 - ② 水門設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が下表のと通りの者
 - 排水機場設備
 - ① 1級又は2級ポンプ施設管理技術者
 - ② 排水ポンプ設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が下表のと通りの者
 - トンネル消火設備
 - ① トンネル消火設備の製作・据付工事における主任技術者又は点検・整備における管理技術者の実務経験を有する者
 - ② 1級又は2級ポンプ施設管理技術者
 - トンネル換気（排煙）設備
 - ① トンネル換気（排煙）設備の製作・据付工事における主任技術者又は点検・整備における管理技術者の実務経験を有する者

技術者の必要な実務経験年数

学 歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	2年以上	3年以上
短大・高専卒業後	3年以上	4年以上
高校卒業後	5年以上	6年以上
その他	8年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

5. 協定締結参加資格の確認等

- (1) 本協定締結の参加希望者は、希望する部門及び、4. に掲げる参加資格要件を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料を提出し、参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料を提出しない者並びに参加資格要件がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ①提出期間：令和7年1月23日（木）から令和7年2月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ②提出場所：〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課（3階）
電話番号 0982-31-1167（直通）FAX0982-33-6907
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。提出期間内に必着。）により提出する。

- (2) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料の提出期限の日をもって行う。

6. 非特定理由の説明

- (1) 特定しなかった旨の通知を受けた業者は、当事務所に対して非特定理由について、次に従い書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：令和7年3月6日（木） 17時15分まで。
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。提出期間内に必着。）により提出。

（注）FAX提出の場合は、上記5.（1）②へ電話で確認すること。

- (2) 当事務所は、説明を求められたときは、令和7年3月13日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

河川部門、道路部門、広域支援部門、災害対策車等機械運搬等部門

記載事項	内容に関する留意事項
(1)申請書 [様式1]	①必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2)基本協定希望部門表[様式2]	①希望する部門を、1部門記入する。 ただし、「河川部門」または「道路部門」と「災害対策車等機械運搬等部門」または「広域支援部門」の重複希望は可能とする。
(3)本店等所在地 [様式3]	①河川部門は、本店、支店等営業所又は緊急出動の拠点から延岡出張所までの経路・距離・所要時間を記載する。 ②道路部門は、本店、支店等営業所又は緊急出動の拠点から最寄りの一般国道10号、東九州道（直轄管理区間のIC）又は九州中央道（直轄管理区間のIC）までの経路・距離・所要時間を記載する。 ③広域支援部門は、本店、支店等営業所又は緊急出動の拠点から最寄りの東九州道（IC）又は九州中央道（IC）、一般国道218号までの経路・距離・所要時間を記載する。 ④ 災害対策車等機械運搬等部門は、本店、支店等営業所から 災害対策車

	は、五ヶ瀬川天下地区河川防災ステーション（延岡市天下町）までの経路・距離・所要時間を記載する。 ※緊急出動の拠点とは、災害時等において、資機材の搬出、人員の参集出動が可能な箇所を指す。（申請書等の提出時点で拠点が無い場合でも、3月末までに拠点整備が行える場合は可とする。）
(4) 災害時対応の緊急連絡体制及び施工体制 [様式4]	①災害時等に確実に連絡が取れることを確認するため、社内、外の緊急連絡網等を添付すること。 ②災害時等に実施できる施工体制（配置予定の指揮者、作業責任者、作業員等）を確認できる書類を添付すること。
(5) 有資格技術者（災害対策車等機械運搬等部門） [様式5]	①大型自動車運転資格、玉掛け作業資格、移動式クレーン運転資格及び雇用関係が確認できる書類を添付すること。 雇用関係は、記載する技術者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有していること。
(6) 保有資機材 [様式6-1、様式6-2]	①応急復旧対策業務に必要な所有又は調達可能な主要資機材について、自社保有のものを記載すること。
(7) 災害対応の活動実績 [様式7]	① 対象実績は、災害協定等に基づき実施した「洪水時巡視、河川災害対応工事、道路巡回（道路啓開調査含む）、道路災害対応工事（道路交通規制含む）、災害対策車等の運搬・運転等」とし、令和5年度～令和6年度（令和5年4月1日～令和7年1月23日の間）に活動したものとし、発注者は直接災害協定を締結した国、県、市町村とする。 ②記載する実績は、3件までとする。 ③経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ④活動実績を確認できる契約書等の写しを必ず添付すること。

※様式6-1、6-2については、13. その他（8）参照

測量・設計等部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式1]	①申請書は、様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。
(2) 業務実績等 [様式2]	①資格があると判断できる近隣地域内の業務実績を様式2に記載すること。 ②様式2に記載された内容等により評価する。 ③記載する業務実績の件数 測量・設計等部門は、設計業務、測量業務各1件の併せて2件でよい。1件で設計業務と測量業務の実績が確認できる場合は1件でよい。 地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門は、実績が確認できる1件でよい。 ④契約図書等の写し 上記の業務実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センター「業務実績情報システム」（以下、テクリス）の業務カルテの写しを添付すること。 ただし、当該業務が、テクリスに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。 なお、テクリスに登録されている場合でも上記に示した内容が判断できない場合、またはテクリスに登録されていない場合には、上記に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

(3) 保有技術者 [様式3]	①技術者保有に基づく信頼度 様式3に企業が雇用している下記の資格を有している人数を記載する。 ・技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目、応用理学―地質）、建設部門、応用理学部門（地質）〕 ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門） ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ・測量士及び測量士補
--------------------	--

光ファイバー等電気通信部門

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
(1) 申請書 [様式1]	①必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 本店等所在地 [様式2]	①光ファイバー等電気通信部門は、本店、支店等営業所から延岡河川国道事務所までの経路・距離・所要時間を記載する。
(3) 光ファイバー 災害協定の実績 [様式3]	① 対象実績は、令和2年度～令和6年度に、国、県、市町村と締結した光ファイバー災害協定とする。 ②記載する実績は、3件までとする。 ③協定書の写しを必ず添付すること。
(4) 光ファイバー 施工実績 [様式4]	① 対象実績は、平成22年度～令和6年度に、国、県、市町村の光ケーブル敷設又は光ケーブル移設の施工実績を記載する。
(5) 執行体制 [様式5]	①雇用する技術者の資格保有者を記載する。なお、記載する資格は次のとおりとする。（(1)技術士（電気・電子部門）、(2)技術士（総合技術監理部門・電気・電子科目）、(3)一級電気工事施工管理技士、(4)二級電気工事施工管理技士、(5)一級電気通信工事施工管理技士、(6)二級電気通信工事施工管理技士、(7)光ケーブルに関する技能資格） ②記載する資格保有者数は、2名以上10名までとする。 ③光ケーブルに関する技能資格（認定含む。）について、自社認定は認められません。
(6) 光ファイバー保 有資機材 [様式6]	①光ファイバー切断時の応急復旧に必要な所有又は調達可能な主要資機材について、自社保有のものを記載すること。なお、記載する光ファイバー保有資機材は次のとおりとする。（(1)光ケーブル、(2)クロージャ、(3)高所作業車、(4)移動式クレーン（クレーン付きトラックを含む）、(5)トラック、(6)光融着器、(7)光ロス試験器）

機械設備部門

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
(1) 申請書 [様式1]	① 申請書は、様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(2) 施工実績等 [様式2]	①工事等の施工実績 資格があることを判断できる工事の施工実績を様式2に記載すること。様式2に記載された内容等により評価する。 なお、記載する工事の実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）である場合にあっては、優位に評価する。 ②記載する施工実績の件数 記載する工事の施工実績の件数は、希望する対象設備ごとに各1件でよい。（希望する対象設備が1種類の場合は記載する工事は1件でよい。） また、点検、修繕の場合も、様式にしたがい作成すること。 ③契約図書等の写し 上記の施工実績として記載した工事に係る財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報サービス」（以下、CORINS）の工事カルテの写しを添付すること。 ただし、当該工事が、CORINSに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。点検及び修繕実績で登録する場合も、契約書の写しを提出すること。 なお、CORINSに登録されている場合でも上記に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、上記に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。
(3) 保有技術者等 [様式3]	① 技術者保有に基づく信頼度 様式3に企業が雇用している人員とそれぞれの経験年数（学歴）、代表的な資格（例：1級土木施工管理技士）を記載（資料作成時点で、当事務所管内で、活動可能と想定できる人に対して作成）。
(4) 災害協定等 [様式4]	①災害応急対策工事等の協定締結 様式4に過去2カ年災害応急対策工事等の協定締結の実績を記載する。

8. 評価に関する事項等

河川部門・道路部門・広域支援部門

評価項目	評価内容	備考
災害時の業務実施体制	■本店、支店等営業所又は緊急出動の拠点の位置から河川部門は延岡出張所、道路部門は最寄りの一般国道10号、東九州道（直轄管理区間のIC）又は九州中央道（直轄管理区間のIC）、広域支援部門は最寄りの東九州道（IC）又は九州中央道（IC）、一般国道218号までの距離及び所要時間により評価する。（様式3）	
	■災害時の連絡体制 災害時等における連絡体制を整えているものを評価する。（様式4） ■緊急時の施工体制 災害時等に即応できる人員体制を整えているものを評価する。（様式4）	
	■保有資機材（主要資機材の保有状況） 自社保有の資機材の種類・保有量等により評価する。（様式6-1、6-2）	
施工実績	■工事成績 元請として、令和2年度以降に完成した九州地方整備局の発注した工事の工事成績評定通知書の評定点の平均点の	

	高いものを優位に評価する。	
災害対応の活動実績	■災害対応の活動実績 災害対応の活動実績があるものを評価する。 (様式7)	
工事の安全確保	■安全管理の状況 技術資料提出期限日から過去1年間の死亡事故等の状況を評価する。	

※河川部門・道路部門・広域支援部門の選定方式

提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価の高い順に選定する。

災害対策車等機械運搬等部門

評価項目	評価内容	備考
災害時の業務実施体制	■本店等所在地（五ヶ瀬川天下地区河川防災ステーションまでの距離及び時間）により評価する。（様式3）	
	■災害時の連絡体制 災害時等における連絡体制を整えているものを評価する。（様式4）	
	■緊急時の施工体制 災害時等に即応できる人員体制を整えているものを評価する。（様式4）	
	■有資格技術者（有資格技術者の資格保有状況）を評価する。（様式5）	
施工実績	■工事成績 元請として、令和2年度以降に完成した九州地方整備局の発注した工事の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。	
災害対応の活動実績	■災害対応の活動実績 災害対応の活動実績があるものを評価する。 (様式7)	
工事の安全確保	■安全管理の状況 技術資料提出期限日から過去1年間の死亡事故等の状況を評価する。	

※災害対策車等機械運搬等部門の選定方式

提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価の高い順に選定する。

測量・設計等部門

評価の着目点			評価	
企業の業務実績等	部門登録	建設コンサルタント登録等の状況	「河川、砂防及び海岸・海洋部門」又は「道路部門」の建設コンサルタント登録がある機関 【A】	左記以外 【B】

近隣 地域 内業 務の 実績	宮崎県内又は大分 県佐伯市内にお ける過去１５年間 の業務実績（港湾 空港関係は除く）	宮崎県内又は大分県佐伯市 内で九州地方整備局発注の 測量・設計業務の実績あり 【Ａ】	宮崎県内又は大分県佐伯市内 で、宮崎県、市町村、公団で 測量・設計業務の実績がある 【Ｂ】	左記以外 【Ｃ】
地域 特性 の把 握	業務依頼対象地域 における本店等の 有無	測量・設計業務において は、業務依頼対象地域に本 店がある。 【Ａ】	測量・設計業務においては、 業務依頼対象地域に支店、営 業所がある。 【Ｂ】	左記以外 【Ｃ】
技術 者保 有に 基づ く信 頼度	災害発生等緊急 時に早急な対応 ができる技術士 又はRCCM又は土 木学会認定技術 者の人数	技術士〔総合技術監理部門 （建設関連科目）、建設部 門〕のいずれかの資格を有 する者を１名以上 【Ａ】	RCCM（河川、砂防及び海 岸海洋部門、道路部門）又は 土木学会認定技術者（特別上 級、上級、１級）のいずれか の資格を有する者を１名以上 【Ｂ】	左記に該当しない 【Ｃ】
	災害発生等緊急 時に早急な対応 ができる測量士 と測量士補	測量士を５名以上 【Ａ】	測量士（１名以上）＋測量士 補で５名以上 【Ｂ】	左記に該当しない 【Ｃ】
業務 成績	九州地方整備局 （港湾空港関係除 く）（過去１５カ 年度＋当該年度） の測量業務（河 川及び道路）の 平均点（直轄の 実績がない場 合、又は評定通 知を受けていな い場合は６０点）	７５点以上 【Ａ】	７０点以上 ７５点未満 【Ｂ】	６０点以上 ７０点未満 【一】

地質調査部門（地質調査・解析）

評価の着目点			評 価		
企業の 業務実 績等	部門 登録	建設コンサルタン ト登録等の状況	「河川、砂防及び海岸・海洋部門」又は 「道路部門」の建設コンサルタント登録が ありかつ地質調査業者登録がある機関	左記以外	
			【A】	【B】	
	近隣 地域 内業 務の 実績	宮崎県内又は大分 県佐伯市内にお ける過去15年間 の業務実績（港湾 空港関係は除く）	宮崎県内又は大分県佐伯市 内で九州地方整備局発注で 地質調査業務（地質調査・ 解析）の実績あり	宮崎県内又は大分県佐伯市内 で、宮崎県、市町村、公団で 地質調査業務（地質調査・解 析）の実績がある	左記以外
			【A】	【B】	【C】
	地域 特性 の把 握	業務依頼対象地域 における本店等の 有無	地質調査業務（地質調査・ 解析）においては、業務依 頼対象地域に本店がある	地質調査業務（地質調査・解 析）においては、業務依頼対 象地域に支店等営業所がある	左記以外
			【A】	【B】	【C】
	技術 者保 有に 基づ く信 頼度	災害発生等緊急 時に早急な対応 ができる技術士 又はRCCM又は土 木学会認定技術 者の人数	技術士〔総合技術監理部門 （建設関連科目、応用理学 ―地質）、建設部門、応用 理学部門（地質）〕のいづ れかの資格を有する者を1 名以上	RCCM（河川、砂防及び海 岸海洋部門、道路部門、地質 部門）又は土木学会認定技術 者（特別上級、上級、1級） のいずれかの資格を有する者 を1名以上	左記に該当しない
			【A】	【B】	【C】

	業務成績	九州地方整備局（港湾空港関係除く）（過去１５カ年度＋当該年度）の地質調査業務（河川及び道路）の平均点（直轄の実績がない場合、又は評定通知を受けていない場合は 60 点）	75 点以上 【A】	70 点以上 75 点未満 【B】	60 点以上 70 点未満 【一】
--	------	--	-------------------	-----------------------------	-----------------------------

流量検討・河道計画検討等部門

評価の着目点			評価		
企業の業務実績等	部門登録	建設コンサルタント登録等の状況	「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の建設コンサルタント登録がある機関 【A】		左記以外 【B】
	近隣地域内業務の実績	宮崎県内又は大分県佐伯市内における過去１５年間の業務実績（港湾空港関係は除く）	宮崎県内又は大分県佐伯市内で九州地方整備局発注の流量検討・河道計画検討業務の実績あり 【A】	宮崎県内又は大分県佐伯市内で、宮崎県、市町村発注の流量検討・河道計画検討業務の実績がある 【B】	左記以外 【C】
	技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術士又は RCCM 又は土木学会認定技術者の人数	技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目）、建設部門〕のいずれかの資格を有する者を１名以上 【A】	RCCM（河川、砂防及び海岸海洋部門、道路部門）又は土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）のいずれかの資格を有する者を１名以上 【B】	左記に該当しない 【C】
	業務成績	九州地方整備局（港湾空港関係除く）（過去１５カ年度＋当該年度）の設計業務（河川及び道路）の平均点（直轄の実績がない場合、又は評定通知を受けていない場合は 60 点）	75 点以上 【A】	70 点以上 75 点未満 【B】	60 点以上 70 点未満 【一】

航空写真撮影部門

評価の着目点			評価		
企業の業務実績等	部門登録	建設コンサルタント登録等の状況	「河川、砂防及び海岸・海洋部門」又は「道路部門」の建設コンサルタント登録がある機関 【A】		左記以外 【B】
	近隣地域内業務の実績	宮崎県内又は大分県佐伯市内における過去１５年間の業務実績（港湾空港関係は除く）	宮崎県内又は大分県佐伯市内で九州地方整備局発注の測量業務の実績あり 【A】	宮崎県内又は大分県佐伯市内で、宮崎県、市町村発注の測量業務の実績がある 【B】	左記以外 【C】
	地域特性の把握	業務依頼対象地域における本店等の有無	業務依頼対象地域に本店がある。 【A】	業務依頼対象地域に支店、営業所がある。 【B】	左記以外 【C】

技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる測量士と測量士補	測量士を1名以上 【A】		左記に該当しない 【C】	
業務成績	九州地方整備局（港湾空港関係除く）（過去15ヵ年度＋当該年度）の測量業務（河川及び道路）の平均点（直轄の実績がない場合、又は評定通知を受けていない場合は60点）	75点以上 【A】	70点以上 75点未満 【B】	60点以上 70点未満 【一】	

※測量・設計等部門、地質調査部門（地質調査・解析）、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門の選定方式

- ①A評価の多いものを優先して評価する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ②C評価があれば非選定とする。
- ③A及びBが同数の場合は、企業の業務成績順（過去5ヵ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。

光ファイバー等電気通信部門

評価項目	評価内容	備考
地理的条件	■本店、支店等営業所から延岡河川国道事務所までの距離及び所要時間により評価する。（様式2）	
光ファイバー 災害協定実績	■災害協定の実績 災害協定の実績があるものを評価する。（様式3）	
光ファイバー 施工実績	■工事成績 元請として、平成22年度以降に完成した九州地方整備局の発注した工事の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。（様式4）	
執行体制	■資格保有技術者数 雇用する技術者の資格保有数が多いものを優位に評価する。（様式5）	
光ファイバー 保有資機材	■光ファイバー資機材の保有数 光ファイバー資機材の自社の保有数が多いものを優位に評価する。（様式6）	

※光ファイバー等電気通信部門の選定方式

提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価の高い順に選定する。

機械設備部門

評価の視点	評価項目	評価内容
施工実績	対象施設毎における施工実績	平成22年度以降の施工実績（工事、点検、修繕）

緊急業務に対応した体制の確保	災害時対応が可能な技術者人数	対応可能実務経験者（資格者）の人数
工事成績	工事实績における成績	工事の評定点
防災業務の実績	災害時応急対策工事等の協定締結の実績	令和５年度、令和６年度における協定等締結の実績

※機械設備部門の選定方式

提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価の高い順に選定する。

９．面接（ヒアリング）について

提出された技術資料に疑義がある場合又は技術力の確認等が必要となった場合には、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は提出された配置予定技術者のうち代表者１名とする。

- ① 日 時：ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。
- ② 場 所：ヒアリングは、当事務所又は電話において行う。
- ③ 内 容：提出資料に基づき、質疑を行う。

１０．本基本協定に関する手続等

（１）各部門の担当部局は、下記のとおり。

電話 ０９８２－３１－１１５５（代表）

河川部門：

河川管理課長 米元 博之 （内線３３１）

道路部門、広域支援部門：

道路管理課長 今村 直人 （内線４３１）

道路管理課建設専門官 森 浩基 （内線５０２）

災害対策車等機械運搬等部門、機械設備部門：

工務第一課建設専門官 渡部 英記 （内線４０８）

測量・設計等部門、地質調査部門：

河川管理課長 米元 博之 （内線３３１）

流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門：

流域治水課長 成松 政幸 （内線３５１）

光ファイバー等電気通信部門：

流域治水課専門職 坂下 智亮 （内線２８０）

（２）技術資料等説明書の交付期間、方法

①交付期間：令和７年１月２３日（木）から令和７年２月１２日（水）１７時１５分まで

② 交付方法：延岡河川国道事務所ホームページで交付

(<https://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/saigaijinokyouryokukaisya/saigaikyoutei2025.html>)

これにより難い場合は、上記５．（１）②まで連絡すること。

１１．技術資料等説明書に対する質問

（１）この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和７年１月２３日（木）から令和７年２月１２日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。

②提出場所：上記５．（１）②に同じ。

③提出方法：ＦＡＸ、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。提出期間内に必着。）により

提出。

(注) F A X提出の場合は、上記 5. (1) ②へ電話で確認すること。

(2) 上記 (1) の質問に対する回答は、質問のあった日から 2 日以内に行う。

1 2. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料及び上記 9. ヒアリングに基づき決定する。

その結果は、令和 7 年 3 月 3 日 (月) までに電子メールにて通知し、その後郵送にて送付する。

1 3. その他

(1) 申請書及び技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当事務所は、提出された申請書及び技術資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び技術資料は、返却しない。

(4) 提出期間以降における申請書又は技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 本協定において重複して選定された際は、履行の実効性を確認する場合がある。

(6) 技術資料の評価は、延岡河川国道事務所の職員が行う。

(7) 公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

(8) 資機材の申請様式 (様式 6-1、6-2) は、本協定締結後に「防災 (機労材) 検索くん」に申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を登録するため、作成にあたっては様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないようにすること。

表10別表(1) 水門設備

No	河川名	左右	距離標	設備名	門数	純径間 × 有効高 (mm)	開閉方式	主動力	形式
○	五ヶ瀬川	右	0k600-140	大武第1樋管	1	1,000 × 1,000	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	五ヶ瀬川	左	1k200+240	大武排水樋管	1	2,150 × 2,175	ラック	単動	電動 SG
○	五ヶ瀬川	左	1k200+240	大武排水樋管	1	1,750 × 1,750	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	五ヶ瀬川	左	1k500	十貫陸閘	1	4,250 × 2,850	ハンドル式開閉装置	—	手動 SWG
○	五ヶ瀬川	左	2k200+20	昭和町第一樋管	1	350 × 350	—	—	なし FG
○	五ヶ瀬川	左	4k000+80	岡富第一樋管	1	1,150 × 1,575	ラック	単動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	左	4k000+80	岡富第一樋管	1	1,150 × 1,575	—	—	なし FG
○	五ヶ瀬川	左	4k200	岡富第4樋門(上流側)	1	2,000 × 2,000	ラック	単動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	左	4k200	岡富第4樋門(下流側)	1	1,600 × 2,000	ラック	連動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	左	4k800	古川第2樋門	2	2,000 × 2,000	ラック	単動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	右	4k600-110	野田口樋門	1	1,970 × 2,140	ラック	単動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	右	4k600-110	野田口樋門	1	2,000 × 2,120	—	—	なし FG
○	五ヶ瀬川	左	5k200	古川樋門	2	5,850 × 4,100	ラック	連動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	左	5k200	古川樋門	1	2,650 × 2,825	ラック	連動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	左	5k200	●古川砂排水機場水密扉	1	2,730 × 815	—	—	なし HSG
○	五ヶ瀬川	左	5k200	●古川砂排水機場水密扉	1	2,150 × 765	—	—	なし HSG
○	五ヶ瀬川	左	5k200	●古川砂排水機場水密扉	1	820 × 770	—	—	なし SWG
○	五ヶ瀬川	右	6k000+65	野田樋門	1	2,400 × 2,325	ラック	単動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	右	6k0900	小峰第2樋管	1	750 × 750	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	五ヶ瀬川	右	7k000-60	小峰樋管	1	750 × 800	—	—	なし FG
○	五ヶ瀬川	右	7k800+95	野田樋管	1	950 × 875	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	五ヶ瀬川	左	8k160	天下樋門	1	2,900 × 2,825	ラック	連動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	右	8k200+60	西階排水樋管	1	1,150 × 1,050	ラック	単動	電動 SG
○	五ヶ瀬川	右	8k200+60	西階排水樋管	1	1,150 × 1,050	—	—	なし FG
○	五ヶ瀬川	左	8k400+65	天下排水樋管	1	850 × 900	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	五ヶ瀬川	左	9k000+100	吉野排水樋管	1	2,650 × 2,575	ラック	連動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	左	11k000+30	貝の畑第一樋管	1	2,400 × 2,575	ラック	単動	電動 RG
○	五ヶ瀬川	左	11k400	貝の畑第二樋管	1	980 × 1,265	—	—	なし FG
○	大瀬川	左	0k200	方財水門	1	2,650 × 4,375	ラック	連動	電動 RG
○	大瀬川	右	0k400-60	妙田樋門	3	2,920 × 4,350	ラック	単動	電動 RG
○	大瀬川	右	0k400-60	妙田樋門	3	2,650 × 3,700	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	大瀬川	右	0k400-60	●浜砂自然排水樋門(上流側)	2	3,150 × 3,775	ラック	単動	電動 RG
○	大瀬川	右	0k400-60	●浜砂排水機場水密扉	1	3,750 × 1,400	チェーン	—	電動 HSG
○	大瀬川	右	0k400-60	●浜砂排水機場水密扉	1	1,750 × 1,500	—	—	手動 HSG
○	大瀬川	右	3k000-60	中島町樋管	1	740 × 650	ラック	単動	電動 SG
○	大瀬川	右	3k000-60	中島町樋管	1	700 × 640	—	—	なし FG
○	大瀬川	左	4k200-90	桜小路樋門	2	3,150 × 2,640	ラック	連動	電動 RG
○	大瀬川	左	4k200-90	●桜小路切替ゲート	1	2,690 × 2,590	ラック	連動	電動 RG
○	大瀬川	左	4k200-90	●桜小路排水機場水密扉	1	4,150 × 1,500	ラック	連動	電動 SG
○	大瀬川	左	4k200-90	●桜小路排水機場水密扉	1	1,250 × 560	—	—	手動 SWG
○	大瀬川	右	7k300	三須排水樋管(排水)	1	2,675 × 3,350	ラック	連動	電動 RG
○	大瀬川	右	7k300	三須排水樋管(用水)	1	2,385 × 3,550	ラック	連動	電動 RG
○	大瀬川	右	8k000+46	三輪樋管	1	1,400 × 1,825	ラック	単動	電動 RG
○	北川	左	1k000-725	東海第二排水樋管	1	1,900 × 1,825	ラック	単動	電動 RG
○	北川	左	1k000-725	東海第二排水樋管	1	1,750 × 1,750	—	—	なし FG
○	北川	右	1k000+143	寺島水門	1	3,650 × 4,575	ラック	連動	電動 RG
○	北川	右	1k400-40	ニツ島第二樋管	2	2,150 × 1,575	ラック	単動	電動 RG
○	北川	右	1k400-40	ニツ島第二樋管	2	2,000 × 1,500	—	—	なし FG
○	北川	右	1k800+60	ニツ島第一樋管	1	2,610 × 1,600	ラック	連動	電動 RG
○	北川	右	1k800+60	ニツ島第一樋管	1	2,500 × 1,500	—	—	なし FG
○	北川	左	2k600-10	川島樋門	2	3,100 × 3,100	ラック	連動	電動 RG
○	北川	左	2k600-10	川島樋門(マイケート)	2	3,000 × 3,000	—	—	なし MG
○	北川	右	3k200+66	無鹿樋門	1	3,770 × 4,080	ラック	連動	電動 RG
○	北川	左	3k600+75	川島第二排水樋管	1	780 × 928	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-646	北川第1樋管	1	750 × 800	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-556	北川第2樋管	1	750 × 800	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-535	北川第3樋管	1	750 × 800	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-486	北川第4樋管	1	1,150 × 1,200	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-370	北川第5樋管	1	750 × 800	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-291	北川第6樋管	1	1,500 × 1,200	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-240	北川第7樋管	1	450 × 480	—	—	なし FG
○	北川	左	0K000-117	北川第8樋管	1	1,150 × 1,200	—	—	なし FG
○	北川	左	0K060	北川第9樋管	1	1,350 × 1,400	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	左	0K130	北川第10樋管	1	1,350 × 1,400	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	右	0k400-10	大武陸閘	1	6,000 × 900	—	—	なし HSG
○	北川	左	0k400	北川第13樋管	1	1,150 × 1,200	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	右	0k800-65	大武第2陸閘	1	1,440 × 1,000	—	—	なし SWG
○	北川	左	1K300-5	北川第15樋管	1	800 × 800	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	左	1k600-5	北川第17樋管	1	1,200 × 1,200	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	左	1k800	北川第19樋管	1	1,200 × 1,200	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	左	2K000-95	北川第21樋管	1	1,100 × 1,100	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	左	2k200	追内川排水機場吐出樋管	1	2,500 × 2,500	ラック	連動	電動 RG
○	北川	左	2K200+130	北川第22樋管	1	780 × 710	—	—	なし FG
○	北川	左	2K400-38	北川第24樋管	1	700 × 610	—	—	なし FG
○	北川	左	2K400+120	北川第25樋管	1	610 × 600	—	—	なし FG
○	北川	左	2k400+130	北川第26樋管	1	780 × 700	—	—	なし FG
○	北川	左	3k200	川島排水樋管	1	2,800 × 3,200	ラック	連動	電動 RG
○	北川	左	3k200	川島排水樋管	1	2,600 × 2,600	ワイヤーロープ	—	電動 FG
○	北川	右	3K400+158	無鹿第一樋管	1	600 × 600	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	右	3K600+123	無鹿第二樋管	1	600 × 600	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	北川	右	3K600+155	無鹿第三樋管	1	600 × 600	ワイヤーロープ	—	手動 FG
○	祝子川	右	0k200	川原崎樋管	1	940 × 850	ラック	単動	電動 SG
○	祝子川	右	0k200	川原崎樋管	1	800 × 800	—	—	なし FG
○	祝子川	右	0k600-60	川原崎樋門	1	1,890 × 1,800	ラック	単動	電動 SG
○	祝子川	右	0k600-60	川原崎樋門	1	1,720 × 1,750	—	—	なし FG
○	祝子川	右	0k600+110	中の瀬樋管	1	2,450 × 2,350	ラック	連動	電動 SG
○	祝子川	右	0k800-75	中の瀬樋門	1	3,280 × 2,050	ラック	連動	電動 SG
○	祝子川	右	1k400-10	中の瀬陸閘	1	2,550 × 2,730	—	—	手動 SWG
○	五ヶ瀬川	右	2K000	隔流水門	1	10,000 × 5,100	チェーンラック	連動	電動 RG
○	北川	右	0K500	大武川水門	1	13,400 × 4,000	ワイヤーロープ	—	電動 RG
○	北川	右	0K750	友内川水門	2	11,800 × 4,000	ワイヤーロープ	—	油圧モーター RG
○	北川	左	2k200	追内川水門	2	11,250 × 5,000	ワイヤーロープ	—	電動 RG
対象施設数					66	箇所	102	門	

※施設位置は別紙(位置図(1))記載、●の施設は排水機場内に設置

表10別表(2) 排水機場

施設名	号機	製作会社	完成年	型式	口径	吐出量	台数	駆動方式	所在地
浜砂排水機場	1号、2号	(株)日立製作所	昭和48年5月	横軸斜流ポンプ	φ1,350mm	4.85m ³ /s	2台	ディーゼルエンジン駆動	延岡市東浜砂町 大瀬川右岸0k340
	3号	(株)日立プラントテクノロジー	平成23年3月	立軸斜流ポンプ	φ900mm	2.3m ³ /s	1台	ディーゼルエンジン駆動	
桜小路排水機場	1号、2号	(株)荏原製作所	昭和55年2月	立軸斜流ポンプ	φ1,200mm	3.5m ³ /s	2台	ディーゼルエンジン駆動	延岡市大貫町 大瀬川左岸4k200
	3号、4号	(株)荏原製作所	平成18年12月	斜流水中モータポンプ	φ800mm	1.5m ³ /s	2台	モータ駆動	
中の瀬排水機場	1号、2号	(株)ミヅタ	平成13年3月	斜流水中モータポンプ	φ500mm	0.5m ³ /s	2台	モータ駆動	延岡市川原崎町 祝子川右岸0k600
	3号、4号	(株)ミヅタ	平成25年3月	軸流水中モータポンプ	φ800mm	1.5m ³ /s	2台	モータ駆動	
追内川排水機場	1号、2号	(株)日立プラントテクノロジー	平成22年2月	立軸軸流ポンプ	φ1,500mm	6.0m ³ /s	2台	立軸ガスタービン駆動	延岡市水尻町 北川左岸2k200
川島排水機場	1号、2号	新明和工業(株)	平成19年12月	軸流水中モータポンプ	φ800mm	1.5m ³ /s	2台	モータ駆動	延岡市川島町 北川左岸3k200
古川排水機場	1号、2号	(株)荏原製作所	平成17年2月	立軸斜流ポンプ	φ1,650mm	6.0m ³ /s	2台	立軸ガスタービン駆動	延岡市古川町 五ヶ瀬川左岸5k200

※施設位置は別紙(位置図(2))記載

表10別表(3) トンネル消火設備(1/3)

設備名	新宇和田トンネル				祝子トンネル				須美江トンネル				北浦トンネル			
所在地	延岡市宇和田町				延岡市祝子町				延岡市須美江町				延岡市北浦町			
上り下りの別	上り		下り		上り		下り		上り		下り		上り		下り	
A型消火栓	ホースリール式 32A	22面			ホースリール式 32A	31面			ホースリール式 32A	20面	ホースリール式 32A	19面	ホースリール式 32A	36面	ホースリール式 32A	36面
B型消火栓	ホースリール式 32A	7面			ホースリール式 32A	8面			ホースリール式 32A	6面	ホースリール式 32A	7面	ホースリール式 32A	13面	ホースリール式 32A	13面
給水栓	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個			壁埋込式双 口型 65A×2口	2個			壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個
									単口 壁埋込式 65A	1個						
送水口	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個			壁埋込式双 口型 65A×2口	2個			壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個
消火ポンプ	多段渦巻きポンプ 125A 30kw		1台		多段渦巻きポンプ 125A 45kw		1台		多段渦巻きポンプ 125A 45kw		1台		多段渦巻きポンプ 125A 37kw		1台	
自動給水装置	32A 0.75kw×2		1組		32A 1.5kw×2		1組		25A 0.4kw×2		1組		32A 1.1kw×2		1組	
取水ポンプ	水中渦巻きポンプ φ32 1.5kw		2台		水中渦巻きポンプ φ32 0.75kw		2台		水中渦巻きポンプ φ32 2.2kw		2台		水中渦巻きポンプ φ32 0.75kw		2台	
呼水ポンプ	水中渦巻きポンプ φ32 0.4kw		1台		水中渦巻きポンプ φ32 0.4kw		1台									
ポンプ操作盤	屋内閉鎖自立型		1面		屋内閉鎖自立型		1面		屋内閉鎖自立型		1面		屋内閉鎖自立型		1面	
取水ポンプ操作盤	屋外閉鎖自立型		1面		屋外閉鎖自立型		1面		屋外閉鎖自立型		1面		屋外閉鎖スタンド型		1面	
主水槽	地下式 有効水量60m3		1基		地下式 有効水量60m3		1基		屋外式 有効水量60m3		1基		屋外式 有効水量60m3		1基	
取水槽	地下式 有効水量11m3		1基		地下式 有効水量11m3		1基		地下式 有効水量11m3		1基		地下式 有効水量11m3		1基	
呼水槽	鋼板製 100L		1基		鋼板製 100L		1基									
設備完成年月	平成25年1月				平成25年1月				平成24年12月				平成26年2月			

※施設位置は別紙(位置図(3))記載

表10別表(3) トンネル消火設備(2/3)

設備名	陣が峰トンネル				葛原トンネル				野々河内トンネル				大平山トンネル			
所在地	佐伯市蒲江町～延岡市北浦町				佐伯市蒲江大字葛原浦				佐伯市青山				西臼杵郡日之影町七折			
上り下りの別	上り		下り		上り		下り		上り		下り		上り		下り	
A型消火栓	ホースリール式 32A	41面	ホースリール式 32A	40面	ホースリール式 32A	42面	ホースリール式 32A	42面	ホースリール式 32A	42面	ホースリール式 32A	43面	ホースリール式 32A	35面	ホースリール式 32A	35面
B型消火栓	ホースリール式 32A	15面	ホースリール式 32A	16面	ホースリール式 32A	15面	ホースリール式 32A	15面	ホースリール式 32A	15面	ホースリール式 32A	14面	ホースリール式 32A	12面	ホースリール式 32A	12面
給水栓	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個
送水口	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個	壁埋込式双 口型 65A×2口	2個
消火ポンプ	多段渦巻きポンプ 125A 45kw			1台	多段渦巻きポンプ 100A 37kw			1台	多段渦巻きポンプ 125A 55kw			1台	多段渦巻きポンプ 125A 37kw			1台
自動給水装置	32A 1.1kw×2			1組	32A 1.1kw×2			1組	40A 3.7kw×2			1組	32A 0.75kw×2			1組
取水ポンプ	水中渦巻きポンプ φ32 0.75kw			2台	水中渦巻きポンプ φ32 0.75kw			2台	水中渦巻きポンプ φ32 0.75kw			2台	水中渦巻きポンプ φ40 1.5kw			2台
呼水ポンプ																
ポンプ操作盤	屋内閉鎖自立型			1面	屋内閉鎖自立型			1面	屋内閉鎖自立型			1面	屋内閉鎖自立型			1面
取水ポンプ操作盤					屋外閉鎖スタンド型			1面	屋外閉鎖スタンド型			1面	屋外閉鎖スタンド型			1面
主水槽	屋外式 有効水量60m3			1基	屋外式 有効水量60m3			1基	屋外式 有効水量60m3			1基	屋外式 有効水量60m3×2			1基
取水槽	屋外式			1基	地下式 有効水量11m3			1基	地下式 有効水量11m3			1基	地下式 有効水量21m3			1基
呼水槽																
設備完成年月	平成25年2月				平成25年2月				平成27年2月				平成30年6月			

※施設位置は別紙(位置図(3))記載

表10別表(3) トンネル消火設備(3/3)

設備名	新平底トンネル															
所在地	西臼杵郡日之影町七折															
上り下りの別	上り		下り													
A型消火栓	ホースリール式 32A	26面	ホースリール式 32A	25面												
B型消火栓	ホースリール式 32A	8面	ホースリール式 32A	9面												
給水栓	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個												
送水口	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個	壁埋込式 双口型 65A×2口	2個												
消火ポンプ	多段渦巻きポンプ 125A 30kw			1台												
自動給水装置	大平山トンネルと共用			1組												
取水ポンプ	大平山トンネルと共用			2台												
呼水ポンプ																
ポンプ操作盤	大平山トンネルと共用			1面												
取水ポンプ操作盤																
主水槽	大平山トンネルと共用			1基												
取水槽	大平山トンネルと共用			1基												
呼水槽																
設備完成年月	令和3年7月															

※施設位置は別紙(位置図(3))記載

表10別表(4) トンネル換気(排煙)設備

設備名	新宇和田トンネル	祝子トンネル	北浦トンネル	陣が峰トンネル
所在地	延岡市宇和田町	延岡市祝子町	延岡市北浦町	佐伯市蒲江町～延岡市北浦町
型式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式
口径	1, 030mm	1, 250mm	1, 250mm	1, 250mm
風量	29m3/sec/台	43m3/sec/台	43m3/sec/台	43m3/sec/台
電動機出力	440V 33kw	440V 50kw	440V 50kw	440V 50kw
台数	3台	3台	3台	3台
設備完成年月	平成25年1月	平成25年1月	平成26年2月	平成25年2月

設備名	葛原トンネル	野々河内トンネル	大平山トンネル	新平底トンネル
所在地	佐伯市蒲江大字葛原浦	佐伯市青山	西臼杵郡日之影町七折	西臼杵郡日之影町七折
型式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式	高風速型ジェットファン 軸流型電動機直結内装式
口径	1, 250mm	1, 250mm	1, 250mm	1, 250mm
風量	43m3/sec/台	43m3/sec/台	43m3/sec/台	43m3/sec/台
電動機出力	440V 50kw	440V 50kw	440V 50kw	440V 50kw
台数	3台	3台	3台	2台
設備完成年月	平成25年2月	平成27年2月	平成30年8月	令和3年3月

※施設位置は別紙(位置図(3))記載